

平成 29 年 11 月 16 日
建 築 局 違 反 対 策 課

栄区の違反建築物に対して、是正措置命令を発令しました。

横浜市栄区の違反建築物について、これまで建物所有者に対して是正するよう指導してまいりましたが、是正されないため、平成29年11月15日付で、建築基準法第9条第1項の規定に基づき、是正措置命令を発令し、同条第13項の規定に基づく標識を現地に設置しました。



1 建築物の概要

建 築 場 所	栄区公田町1317番の6及び1403番の2	
区 域 区 分	第一種低層住居専用地域	
建 築 物 の 概 要	用 途	事務所、倉庫、便所
	構 造	鉄骨造等
	階 数	地上1階
	延べ面積	約20㎡

2 違反の概要

違 反 条 項	建築基準法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認) 同法第 48 条(用途地域等)
---------	--

3 措置命令の内容

命 令 内 容	ア 是正措置が完了するまでの期間は、本件建築物の使用（ただし、是正措置のために必要な場合を除く。）を禁止すること。 イ 本件建築物の撤去等により、建築基準法第 48 条の違反を是正すること。
命 令 発 令 日	平成 29 年 11 月 15 日
履 行 期 限	平成 29 年 12 月 15 日

裏面あり

4 主な指導経過

平成 26 年 5 月 28 日	現場調査により違反を確認。建築確認申請をせず事務所、倉庫、便所を建築。
6 月 10 日	建物所有者に電話連絡。違反を是正するよう指導
7 月 3 日	建物所有者に呼出通知書を交付（来庁せず）
7 月 7 日	建物所有者に電話連絡。来庁するよう指示（来庁せず）
9 月 17 日	建物所有者に呼出通知書を交付（来庁せず）
11 月 19 日	建物所有者に呼出通知書を交付（来庁せず）
平成 27 年 3 月 ～平成 28 年 1 月	土地所有者に違反の是正について協力を求めるが進展せず。
平成 28 年 5 月 12 日	建物所有者に電話連絡。来庁するよう指示（来庁せず）
7 月 22 日	建物所有者に呼出通知書を交付（来庁せず）
平成 29 年 2 月 16 日	建物所有者に是正勧告書を交付
4 月～10 月	現場に建築物の使用禁止の張り紙をするが、繰り返し剥がされる。（計 5 回の貼付）
10 月 3 日	建物所有者に建築基準法第 9 条 2 項に基づく通知を交付
10 月 12 日	建物所有者が来庁。意見書及び自己に有利な証拠の提出はなし

5 今後の対応

建築基準法第 9 条第 13 項の規定に基づき、当該命令を発令した旨を市報に登載するとともに、横浜市建築局違反对策課のホームページに掲載し、命令の履行を強く求めてまいります。

お問合せ先
建築局違反对策課長 曾根 進